平成２２年（フ）第６４５８号
東京都府中市武蔵台３丁目４－５－102
債務者　八十嶋孝明
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４５９号
神奈川県横浜市中区大和町２丁目47－５－502
債務者　石黒　俊英
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４９２号
東京都練馬区中村北２丁目２－６－607
債務者　木下　一郎
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４９６号
東京都葛飾区東四つ木４丁目51－１－303
債務者　林　富美子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５２３号
東京都目黒区八雲１丁目１－５－308
債務者　菊地　哲也
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５３３号
東京都新宿区大久保２丁目21－18－103
債務者　池邉　信嘉
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５４２号
千葉県八街市沖2106－27
債務者　濱田　伸也
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５４３号
東京都町田市忠生３丁目９－３－305
債務者　河本泰勇こと　河　　泰勇
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５４４号
東京都江東区大島７丁目29－４
債務者　福田　成子（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５５５号
東京都青梅市野上町３丁目６－３－406
債務者　榎本　孝幸
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５５９号
東京都墨田区横川５丁目２－２－207
債務者　熱田　　孝
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５６０号
東京都国分寺市光町１丁目18－46－101
債務者　川崎　露佳（旧姓成澤）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５６１号
東京都清瀬市中里１丁目741－３－103
債務者　瀬古　あや
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５６２号
東京都板橋区高島平４丁目10－14－102
債務者　宮崎　敦子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５６３号
埼玉県熊谷市上之1798－１－201
債務者　柿崎麻希子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５６４号
千葉県山武市湯坂1114－６
債務者　渡邊由美子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部